

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

転入届を始めとする住民基本台帳法上の届出について、電子申請を可能にするための法整備を行う。

具体的な支障事例

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法・令和元年法律第16号)の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)が求められている。

一方、「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続は電子申請が技術的には可能であるにもかかわらず窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の点で支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を認めることにより、申請者の利便性を高めるだけでなく、市区町村窓口の混雑を解消できるため、事務の効率化につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第22条から第27条、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、秋田市、郡山市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、千葉市、柏市、川崎市、相模原市、加賀市、高山市、豊橋市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、岡山県、広島市、高松市、大牟田市、五島市、熊本市、竹田市

○当市でも、毎年春の住民異動繁忙期は窓口が混雑し、長時間の待ち時間が発生しており対応に苦慮している。転入時は個人番号カードの書き換えや、保健、子ども関係の手続き等、本人(届出人)に確認することが多岐にわたるため、デジタル化する事でやり取りが煩雑になる事も考えられるが、窓口の混雑解消がメリットとして

大きいため検討を進めてほしい。

○安全性の高いシステムが前提となるが、可能であれば様々な効果が見込まれる。ただし、個人番号カードへの転入住所の記載など解決すべき問題もある。

○個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を行うことは、窓口混雑緩和及び役所の開庁時間に来庁することができない市民にとってサービス向上に繋がるものである。しかし、当県において、電子申請のシステムは県が構築しているものであるため、市単独で改修等を行うことは困難である。そのため、電子申請を可能としようとする県単位での改修となり県及び市にとっても相当な財政負担を強いられるものである。国において、制度を整備するとともに財政面での補助について検討することを希望する。

○住民異動届の電子申請を認めることで窓口への来庁が不要となり、繁忙期の混雑が緩和されるとともに、仕事等で開庁時間に手続きできない方も届出が可能になり市民サービスの向上につながる。

○窓口への来庁が不要になれば、混雑緩和につながるため、本人はもとより、他の来庁者の待ち時間の緩和も期待できる。課題として、住民基本台帳法上の手続き以外の手続きが必要となる場合には、来庁が必要となるため、それらの電子申請についても整備が必要となる。

○申請者の利便性を高めることの他、個人番号カードの交付件数増加についても期待が持てる。

○当市でも「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行っている。個人番号カードを利用することで、簡素化されることが望まれる。

○毎年3月、4月の引越しシーズンには窓口が非常に混雑することから、制度改正により窓口混雑の解消及び業務の効率化が図られる。

各府省からの第1次回答

個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、既にオンラインで行うことが可能である。

一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要がある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届、転居届及び世帯変更届については、対面で実施することが必要不可欠である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

転入届等の際に「届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である」との見解であるが、個人番号カードの交付を受けている者に対しては既に対面での厳格な本人確認が実施されており、電子証明書を用いた手続き(e-TAX、特別定額給付金申請等)を既に電子申請で利用できている。このことから、個人番号カードの交付を受けている者に対しては、本人確認の手段は電子申請における暗証番号入力で足りるため、転入届等の度に対面での本人確認を行う必要性は薄いと考えられる。

また、市区町村窓口における混雑の緩和を図るためにも、転入届等の電子申請を可能とすることは、自治体及び届出人の双方にとって高い効果が見込まれるため、改めて電子申請を可能にするための法整備を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

届出人の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出人の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。

【千葉市】

個人番号カードの公的個人認証は制度面・システム面の両方で高度なセキュリティが担保されており、対面による本人確認に相当する信頼性を有するものと考えられる。デジタル手続法の目指すオンライン化の社会を実現するためにも、個人番号カードを利用した転入・転出・転居届手続きを可能とする法整備を要望する。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、ワンストップ窓口による処理等現場の実務面を考慮すべきといった意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、転入届、転居届及び世帯変更届については、届出者の本人確認を行った上で、その届出者及び届出内容の实在性(本人が当該住所に居住している事実や世帯変更をしている事実)を届出者を通して厳格に確認する必要があることから、対面による手続が不可欠であると考えている。

更に、転入及び転居時には、住所変更等に伴い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書の記録事項を変更する必要があるため、この点でも窓口での手続を要することとなる。

ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

在留カードまたは特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)を所持する外国人について、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする旨の法整備を行う。

具体的な支障事例

在留カード等を所持する外国人が住民基本台帳上の住所変更届(転入・転居)を行う際に、在留カードを市区町村窓口を持参した場合は、住居地の届出(入管法の届出)を同時に行ったものとみなしている(みなし住居地届出)。

しかし、在留カード等を持参しない場合や、一時滞在地等住民基本台帳法上の住所の要件を満たさない場所を住居地とする届出を行う場合は、別途「住居地届出書」を徴した上で、在留カード等への住居地の裏書処理及び法務省情報連携端末への住居地データ入力が必要となる。

法務省情報連携端末は基本的に自治体あたり1台の貸与であり、近年は外国人研修生等による一時滞在の住居地のみ届出の件数が増加しているため、住居地データ入力の作業が滞り、市区町村および地方出入国在留管理局の業務に支障が生じている。

また、在留カード等に記載された入管法上の住居地が住基法上の住所と異なっている場合でも、住民基本台帳に登録されていない者が住民登録されているとの誤解を生む元にもなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

外国人の一時滞在地を住居地の届出対象とすることによって前述のような支障が生じる。入管法上の住居地と住基法上の住所の定義を同一とすることによって、外国人の居住に関する記録の不均衡を解消することができる。また、外国人の届出にかかる支障の解消および市区町村窓口の事務の効率化を図ることができる。また、在留カード等に記載される情報によって、必ず外国人の住基法の住所が記載されることになり、カードの更なる公証性を図ることが可能となる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第19条の6、第19条の7、第19条の8、第19条の9

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、苫小牧市、いわき市、ひたちなか市、柏市、川崎市、相模原市、高山市、富士市、豊田市、小牧市、京都市、八尾市、和泉市、米子市、広島市、徳島市、高松市、大牟田市、久留米市、糸島市、宮崎市

○当市においても、外国人住民が自身の住民登録状況について誤認することにより、他の行政サービスについても誤った申請が行われる等の支障が生じる。

○「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすることにより、必ず外国人の住基法の住所が記載されることになり、カードの更なる公証性を図ることが可能となる。

各府省からの第1次回答

住民基本台帳法における「住所」とは、各人の生活の本拠をいうものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とすること等を目的として市町村長に対する届出が義務付けられている。一方、入管法等における「住居地」は、本邦に在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握することを目的として出入国在留管理庁長官に対する届出が義務付けられているものであって、両者はその制度や目的を異にする。

また、住民基本台帳法上「住所」の認定に当たっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定することとされている一方、入管法等における「住居地」は、本邦における主たる住居の所在地として届出させている。

例えば、「住所」と認定されない滞在地を「住居地」として届け出る必要がある場合があるほか、国内に「住所」を有していた外国人が、再入国許可を取得の上、一定期間国外に転出するときは、住民票が消除され、海外に生活の本拠があると認められる場合であっても、国内の「住居地」を入管庁は在留管理上継続して把握する必要がある。

このため、仮に、入管法上の「住居地」を住民基本台帳法上の「住所」と同一の定義とする旨の法改正をした場合、入管庁は当該外国人の本邦における居住実態を全く把握できないこととなるなど、在留管理上甚大な影響が生ずると考えられる。

以上のとおり、住民基本台帳上の「住所」には該当しないような場合であっても、在留管理上「住居地」を把握する必要があり、両者の定義を同一にするのは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「住居地」について、本邦に在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握することを目的としているとの見解であるが、国外転出の届出を行った者については既に本邦における居住実態が無いことが明白であるため、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする方が、在留管理上も効果が高いと考えられる。また、在留カード等を取得している者は、本邦において3カ月を超える長期間の滞在が見込まれていることから、ほとんどの場合住民基本台帳法上の「住所」を有することになる。

以上より、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一にすることによって、在留カード等の更なる公証性を図れるだけでなく、外国人の本邦における居住実態の正確な把握につながると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

提案団体から「国外転出の届出を行った者については既に本邦における居住実態がないことが明白であることから「住所」と「住居地」の定義を同一としたほうが在留管理上の効果が高い」旨、第一次回答を踏まえた見解が示されているが、入管庁は在留管理上、中長期在留者等の本邦在留中の居住関係を把握する必要があるため、住居地の変更に係る届出義務を課しているものである。

例えば、本邦にマンション等の住宅を保有し、本邦で滞在する一方、年間の大半を海外で生活している中長期在留者等が国外転出の届出を行った場合、当該外国人は本邦滞在中における主な居所がありながら、入管庁は当該居所を把握できないといった支障が生ずることとなる。

また、技能実習生が入国後に宿泊する研修施設等について、各人の生活の本拠たる「住所」とは認定されない場所であっても、入管庁は居住実態把握の必要性から「住居地」としての届出の義務を課することとしている。

以上のとおり、入管法上の「住居地」は在留管理上の必要性から住基法上の「住所」と異なる概念として定義さ

れたものであり、「住所」と「住居地」を同一の定義とすることは困難である。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和

提案団体

泰阜村、長野県、大田市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。

- ①住民異動届
- ②印鑑登録事務
- ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定
- ④同条において、交付について～に「記載され(、又は記録され)ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付

具体的な支障事例

令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理ができない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。

今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げることになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向く必要があり、その間(約8km車で15分)待つていただくか、申請者に本庁まで行ってもらうなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

課題となっている業務が郵便局で処理可能となれば、以前支所で行っていた窓口業務がすべて郵便局で対応できることになる。

住民にとって身近で、日々の生活に不可欠な郵便局と連携することによるワンストップサービス化と住民サービスの向上、常駐職員の削減による行政効率の改善される。

更に郵便局の利用者が増えることにより地元商店街の賑わいにも繋がるのが期待される。

根拠法令等

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、宮崎市

○自治体によって支所で扱う業務が異なるが、今後郵便局への委託を検討する自治体にとっては、少しでも委託できる業務が広がれば事業の効率化につながる。

○当市では、平成 30 年に7つの出張所をまちづくり拠点施設として機能転換させた。その結果、出張所で行っていた各種証明書交付の取り扱いがなくなった。そこで、旧出張所エリアにある5つの郵便局で証明書交付事務を行うこととした。機能転換に伴う取扱事務の変更を来客者に伝えていく際、郵便局を案内するが、代理人による請求については、市の窓口でしか取り扱えず、郵便局の窓口で混乱をきたすことがある。出張所を利用していた人にとって、従前と変わらない形で、近くの郵便局が利用できるになれば、窓口での混乱の解消になる。また、市担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、市域をカバーすることができ、利用者の負担軽減にもつながる。

○利用者の利便性を高めることができる。

各府省からの第1次回答

【総務省】

① 転入届、転出届、転居届等について

転出届については、オンラインや郵送(やむを得ない場合に限る。)による提出も認められており、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件とはしていない。これを踏まえ、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、転入届、転居届等については、これらが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。

転入届、転居届等の受付について、転入届及び転居届等に基づいて届出先市区町村が行う公権力の行使たる、住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公証行為と密接不可分なものであることから、届出先市区町村によって行われるべきものである。したがって、郵便局においてこれらの届出の受付を取り扱わせることは困難である。

② 印鑑登録事務について

印鑑の廃止の申請については、印鑑登録証を添えて書面で意思を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることも踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明事務処理要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当」とされている。

印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。

③ 交付決定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付や引渡しが可能とされている納税証明書、住民票の写し等の交付決定については、公権力の行使たる行政処分であるから、郵便局において取り扱わせることは困難である。

④ 代理人による請求について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同様に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。

上記の事務については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。

【法務省】

戸籍法第1条第1項において、戸籍に関する事務は、同法に別段の定めがあるものを除き、市区町村長がこれを管掌することとされている。

民間委託が行われる場合であっても、委託が許される業務は事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的判断が必要となる業務は市区町村職員が行う必要がある。

③について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当する。したがって、市区町村長の責任において

交付の可否を判断する必要があり、民間委託になじむものではない。

④について、代理請求の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面（委任状等）の提供を受け、戸籍謄本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要があり、代理請求の受付は裁量的判断が必要となる業務である。
したがって、要望に応じることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【総務省の回答について】

①本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。住民異動届による住民票への記載については、申請書類一式を役場本庁へデータで送り、異動先の住所や世帯の情報等を住基システム・公図等で確認するなど実質的審査は村職員が確認したうえで住基システムへ入力するため問題ないのではないか。

②本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認し申請内容の不備等も含め必要があれば申請者と電話による質問で補足したうえで印鑑登録システムへ入力するため問題ないのではないか。

【総務省、法務省の回答について】

③現状では、交付申請書類一式を役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで各システムへ入力し、内容を審査、交付決定後郵便局のプリンターへ出力している。しかし、届出・申請情報からデータを抽出して提供するという一連の業務そのものが判断を伴わない形式的な業務と言えるため問題ないのではないか。

④郵便局職員が申請内容を確認後、申請書類とともに委任状も役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで代理請求を受け付けるか判断するため問題ないのではないか。

以上①～④について、住民からも支所業務を郵便局へ委託したことにより、以前は可能であった手続きが出来なくなることは利便性の向上に反するという意見を頂いていることも踏まえ、前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○総務省からは、郵便局において住民票の写し等の代理請求の受付を可能とできないか検討したいとする第1次回答があったことを踏まえ、法務省においても同様に、郵便局において戸籍謄本等の代理請求の受付を可能とできないか検討いただきたい。

○転入届や印鑑登録の申請等について、仮に、厳格な本人確認が必要であるとしても、市区町村職員がテレビ電話等を通じて本人確認を行うといった、デジタル技術を活用した見直しを検討いただきたい。

○パートタイムの郵便局職員を地方公務員（パートタイムの会計年度任用職員）として採用する運用ができないか検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【総務省】

一次回答のとおり、住民基本台帳法上の転出届以外の届出や印鑑の登録の申請等については、これらが受理されることで調製される住民票や市町村長によってなされることとなる印鑑証明は、様々な行政手続や民間取引の信用の基点（トラストアンカー）となるものであるから、対面による厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査が必要であり、公権力の行使たる、住民基本台帳による公証行為又は印鑑証明と密接不可分なものであるため、郵便局で取り扱わせることは困難である。

このことを踏まえると、「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」に記載されている、テレビ電話等のデジタル技術を活用してリモートで本人確認を行うことについては、現時点では、対面と同程度の厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査を行えることが担保されているものではないため、直ちに導入することはできないものと考えている。

また、郵便局職員を市区町村のパートタイム会計年度任用職員として任用する方法については、郵便局・市区町村の職員としての業務がともに他律性の高いものである中、同一の者が郵便局職員としての業務と市区町村の職員としての業務に従事することとなり、当該職員の勤務時間をいずれかの業務に明確に割り振った上で職務に当たる必要があるが、その場合、郵便局の本来業務に支障を来すおそれがあることから、服務規律や職務専念義務の整理、業務遂行の具体的な調整等、どのような課題等があるか検証してまいりたい。

【法務省】

③について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当するため、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要がある。

したがって、要望に応じることは困難である。

④について

戸籍謄本等の代理請求に係る交付決定に当たっては、不正請求を防止するため、請求書類のみならず、その他の情報も踏まえて実質的な判断を行っているところである。他人の戸籍謄本等を不正に取得するという事件が発生・発覚したことから、戸籍法の公開制度を厳格なものに改めるべきであるという要望が関係各界から出されるに至ったことを背景に、戸籍法を改正することとなった際に行われた議論においても、戸籍謄本等の代理請求手続については、不正請求を防止する観点から、本人確認を厳格に行うべき等の指摘がされていた。また、近年ではDV被害者等に係る戸籍の公開について慎重な対応が求められており、このような経緯等も踏まえると、例えば、請求の受付前後から請求者の挙動等を注視し、請求者の挙動等に問題がないかを判断の上、交付決定事務を行う市区町村職員に情報を伝達するか否かを判断する必要があると考えられるところ、郵便局職員においてはこのような裁量的な判断を行うことは困難である。

したがって、要望に応じることは困難である。

なお、総務省において、「郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。」との回答がされているところ、当省としては、現段階で代理人による請求の受付を可能とすることができるだけの立法事実がないと考えているが、仮に総務省において、そのような事実があるとされる場合には、参考としたいと考えている。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(9)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120)

(i)以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。

①転出届(住民基本台帳法(昭42法81)24条)の受付及び転出証明書(住民基本台帳法施行令(昭42政令292)23条1項)の引渡し

②印鑑登録の廃止申請(印鑑登録証明事務処理要領(昭49自治省行政局振興課長)第5の1)の受付

③署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付

④利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同条7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付

(ii)上記①及び②並びに納税証明書の交付の請求の受付等(2条2号から5号)の事務については、代理人による届出の受付等の取扱いを可能とし、その旨を、上記①及び②については地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)の追加に係る見直しに合わせて、納税証明書の交付の請求の受付等の事務については令和2年度中に、それぞれ地方公共団体に通知する。

(関係府省:法務省)

(iii)市区町村の職員による対面の本人確認等が必要な窓口業務について、行政手続のデジタル化の観点や郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討等を踏まえつつ、郵便局におけるワンストップサービスに資する運用を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

148

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

自衛官等の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの法定化

提案団体

大村市

制度の所管・関係府省

総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

地方公共団体は、国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があったときは、「住民基本台帳の一部の写し」を提供することができる旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める。

具体的な支障事例

毎年自衛隊から自衛官等の募集を目的とした募集対象者の住民基本台帳の一部の写しについて提供依頼があるが、住民基本台帳法には当該台帳の写しを提供できる旨の規定がないため、当市は当該台帳の閲覧で対応している。しかし、自衛隊からは自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条を根拠に資料として当該台帳の一部の写しの提供を求められており、その都度対応に苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳法又は自衛隊法に住民基本台帳の一部の写しの提供が可能である旨規定することで、自治体によって判断が分かるといったことがなくなる。

根拠法令等

住民基本台帳法、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、富士市、西尾市、枚方市、高松市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市、鹿児島市

○当市においても、毎年、自衛隊協力本部より名簿提供の依頼が届いており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定等に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているが、市民はもとより、他自治体や報道機関等からの提供に関する根拠の考え方等の問合せも多く、対応に苦慮しているため、通知等により明確化される事が望ましい。

○当市では、自衛官及び自衛官候補生の募集のための対象者情報について、住民基本台帳の抽出閲覧で対応しているところである。今後においても、当市個人情報保護条例に基づき、抽出閲覧のみで対応することとしているが、全国の自治体で対応が異なっていることは懸念すべきことと捉えている。法の整備はもとより、早急な対応として国から各市町村に向けた統一見解を発出することを希望する。

○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情

報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成29年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体での期間を区切った貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法において、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨規定されることにより、各自治体において対応が分かれず明瞭になるため、制度改正は妥当であると考えられる。

○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科大学の生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強く非難される。住基法で明記してほしい。

各府省からの第1次回答

複写機等による複写は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の「閲覧」の概念を超えるものであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない。一方、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等が含まれると解されることから、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知することについて検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府省の回答に記載してある「通知」をいただいても、現状と変わりありませんので、当初提案のとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定していただくことを要望します。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた際に市町村が行う住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であることから、当該解釈について関係省庁連名による通知を市町村に対して発出することで対応したい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【総務省】
(6)自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81)
自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
(関係府省:防衛省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

NHK 放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化

具体的な支障事例

NHK放送受信料の減免申請には、①市町村等にて対象者(申請者)からの同意に基づき住民基本台帳、市町村民税課税の確認を行う等必要な調査を行い、証明印を押印し、その申請書を対象者が日本放送協会へ郵送する場合と②申請者が手帳の写しや証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付し、日本放送協会の窓口へ直接出向く場合の2つの方法がある。

①市町村等での証明事務は、対象者(申請者)の障がいの程度、世帯状況、課税状況などを確認する必要があるため、関係部署との調整が必要になるなど、事務作業に多大な時間を費やしている。

②平成20年以前は日本放送協会に直接申請する仕組みはなく、平成20年の日本放送協会の依頼文を受けて、初めて直接申請が認められた。

しかし、直接申請には、市町村発行の証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付する必要があるため、大半の対象者(申請者)は証明書を取得するため、市町村の窓口に出向くこととなることから、②日本放送協会への直接申請ではなく、①市町村等の証明を選択している。

※免除対象件数(出典:H29.5.25NHK 受信料制度等検討委員会第7回会合資料)全面免除(社会福祉事業施設入所者及び市町村民税非課税の障がい者)70万件、半額免除(視覚・聴覚障害者及び重度の障害者)55万件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーカードを活用し、近隣のコンビニ等で証明書(住民票、市町村税課税証明書)を取得のうえ、郵送による日本放送協会への申請を推進することにより、市町村の窓口等への移動が困難な対象者(申請者)に対するサービスが向上する。

なお、対象者(申請者)の負担増とならないように各種証明書の交付手数料について、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収条例において、減免の対象となるよう助言等をお願いしたい。

根拠法令等

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力方依頼について(平成20年8月29日付け障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、放送法第64条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、仙台市、福島県、いわき市、郡山市、須賀川市、千葉市、神奈川県、横浜市、小田原市、川崎市、上越市、上田市、大垣市、中津川市、美濃市、瑞穂市、各務原市、海津市、岐南町、川辺町、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、玉野市、防府市、松山市、長崎市、熊本市

○毎年の現況確認への対応が多大な負担となっていることから、日本放送協会が対象者（申請者）からマイナンバーの提供を受けることで、申請や現況確認についても直接確認していただければ、市町村の事務負担が軽減され、各種証明書の取得も不要となり、対象者（申請者）の負担軽減にもつながると思われる。

○当市においても、証明書の発行は大きな事務負担となっている。また、減免の年度更新に関する照会については件数も多く、税の確認等を含め膨大な事務負担となり、本来業務を圧迫している。今後は、マイナンバー制度等の活用により、原則として市町村の証明発行及び年度更新における資格確認についてNHKにおいて直接実施する体制を整備すべきである。

○当市においては年間約400件の新規申請がある。また、市窓口にて手続きを行うため、市の制度であると混合される方も多く、問い合わせ等において混乱を招いている。市の窓口を通さないことで申請者及び市職員の負担軽減や問い合わせ先の明確化につながると考えるため制度改正を求める。

○世帯確認、税情報確認の事務作業に多大な時間を取られている。H31年度NHK減免申請数：274件（全免・半免合計数）。本提案の実現により、福祉業務に注力することができるようになる。

○マイナンバーカードを活用することによる対象者（申請者）への負担軽減が図れるようお願いしたい。

○NHK受信料免除申請について、直接申請方式の制度化については一部賛同できるが、市役所窓口での証明事務も残した上で、申請者が選択できるしくみであれば良いと思われます。

○社会福祉課の窓口で証明書を取得するために対象者が手続きに訪れ、その都度障害の程度、世帯状況、課税状況を確認する作業に多大な時間を費やしている。

○区役所・支所で実施している放送受信料免除証明事務は、多大な時間を要し、人件費等で大きな負担が生じている。

なお、毎年実施する免除事由存否調査についても、NHKから自治体へ送付される受信料減免の継続確認対象者リストには記載不備が多く、自治体で正確な調査が行えない場合があり、その結果誤った継続可否情報がNHKから対象者へ通知されることがあるため、その訂正や再申請等、対象者の方にとっても自治体にとっても負担となっている。

○当市においても、NHK放送受信料減免に係る窓口での申請が、毎月約50～60件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。

また、毎年度、NHKから放送受信料免除事由継続有無の調査依頼が市町村に対して行われており、本市でも毎年約2,000件の調査を実施しているが、大きな事務負担となっている。

そのため、市町村証明事務を廃止することで、NHK放送受信料に係って市町村を経由する事務を全廃し、市町村の事務負担を軽減するとともに、直接申請方式の推進による市民サービス向上を図るべきである。

なお、市町村証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないと考える。また、証明に当たっては減免に係る「世帯」の考え方が住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住するもの全員を同じ世帯とみなすとされているところ、この取り扱いが事務処理上確認が煩雑であり、市町村側の事務負担軽減の観点から、制度の改善が必要であると考えます。

加えて、各種証明書の手数料減免についても、NHKの業務のために市町村側が手数料減免の配慮を行うことはやや疑問であり、本来はNHK側で申請者に手数料についての配慮を行うことが適当ではないかと考える。

○当該手続きにおいて、マイナンバーを活用するとともに、日本放送協会への郵送による申請を推進することは、申請者の負担軽減につながる。また、現状で福祉事務所等が当該事務の一部を担う合理的理由にも乏しいことから、直接の窓口を日本放送協会に一元化することで事務の簡素化にもつながる。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。

○当市では、多くの場合、障害者手帳を窓口交付する際に、NHK放送受信料の減免について説明し、その場で申請を受け付けている。そのため、申請者の負担軽減に大きな影響はないと思われる。

しかし、障害者手帳交付時には減免の対象外でも、その後減免対象となる場合に、市町村窓口へ出向くことなくコンビニ等で証明書を取得し、郵送による日本放送協会への申請を推進することは、申請者の利便性向上につながる。

○現行の市町村証明事務では、世帯分離等、判断が難しいケースがあるが、明確な判断基準が無く、NHKに問い合わせても市町村で判断するように求められるなど対応に苦慮することが多い。また、年1回の所得確認作業も、対象者から問い合わせを受ける等、その後の対応も含め精神的負担も大きい。こうした事情から市町村証明事務が廃止されれば、利用者の負担軽減及び事務の効率化につながる。

各府省からの第1次回答

受信料免除申請に係る証明事務は、障害者団体の意向も踏まえ、申請者である障害者の方の申請に係る各種拳証資料を準備するための労力及び金銭的負担を軽減し、また、申請者の個人情報保護及びプライバシー確保に配慮するなど、地域における障害福祉を充実させる観点から、自治体において行われてきた。このため、本提案における当該証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があり、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答にもあるとおり、本提案の新規申請時の証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の申請に係る各種拳証資料を準備するための労力及び金銭的負担に係る申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があること、及び、今後、免除制度を適切に運用するためには、障がい者団体の声も伺いながら慎重に検討する必要があることは承知している。

一方で、法令上の根拠がない市町村による当該証明事務については、見直しが必要であると考えます。

今後、骨太の方針2020で示されたデジタル・ガバメントの構築における行政手続きのオンライン化や、国が推進するマイナンバーカードの普及などにより、近隣のコンビニ等で各種拳証資料を取得できる自治体が増えていく(増やす必要がある)中で、申請者である障害者の方の負担軽減にも繋がっていくと考えます。

については、まずは、NHKへの郵送による申請制度の整備等申請手続きの簡素化につき検討を進めていただくとともに、これと併せて申請者による各種拳証資料の交付に係る経済的な負担軽減のため、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収条例において、減免の対象となるよう助言等をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【小田原市】

障がい福祉に係る広範な業務を担う市町村等の業務負担は年々重くなっている現状を踏まえ、早急に検討を行っていただきたい。

本提案事項の実現について、困難若しくは長期の時間を要するならば、それまでの間、日本放送協会に対し、本業務に係る人件費等に係る応分の費用負担を可能とするよう、制度を改正していただきたい。

【千葉市】

NHKからの依頼を受け、税情報や障害情報を提供しているのは、本来の自治体の業務ではなく、負担となっている。

NHKが自ら契約者のマイナンバーを取得し、市町村を通さず一括で調査をするといった方法であれば、障害者、市町村、NHKの三者にとって負担の軽減となるのではないかと。障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とのことだが、今後このような制度を貴省、NHK、自治体、障害者団体等で協議する場を早急につけていただきたい。また、すでに障害者団体に意見を聞いているのであれば、各自治体にも結果を提示いただきたい。

また、意見を聞いていないのならば、その理由についてご教示いただきたい。

【茨木市】

本来、自治体としては障害者手帳の発行をもって当該申請者が障害者であることを証明しており、障害状況に係る証明書を別途発行することは事務の重複である。また、本制度においては、市町村民税の確認も必要となり、各自治体福祉部局は、市町村民税関係部局との連携に努めることとされているが、NHK側は減免に係る「世帯」の扱いとして、住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住する者全員を同じ世帯とみなすという独自の取扱いを行っており、各種福祉制度とは異なる取扱いであることから、NHKの制度に合わせて確認事務を行う必要が生じており、大きな事務負担となっている。

このように自治体に事務負担を強いている制度を、厚生労働省通知による依頼により各自治体において継続することは疑問であり、制度の改善が必要であると考えます。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない義務付け・枠付けについては認められないため、廃止するべきである。

【全国市長会】

NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止及び直接申請方式の制度化については、多くの都市

自治体から実現を望む声が寄せられるとともに、免除要件の明確化や見直しに関する意見も寄せられている。また、関係府省からの見解（一次回答）において、障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とあるが、その点については、早急に協議する場をつくるべきとの意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○法令に基づかない事務の実施について、通知を発出し協力を依頼している立場として、障害者の利便を損なうことなく、事務負担軽減策を検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体双方の事務負担軽減のため、対面申請の見直しについて、ICT 技術の活用等も含め、検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体の事務負担軽減のため、有料道路における障害者割引制度については更新手続、日本放送協会放送受信料免除制度については存否調査の頻度を低減していただきたい。

各府省からの第2次回答

本提案における証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があるため、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、現在、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討を進めている。

郵送をはじめとする対面によらない申請方法の導入や存否調査の頻度について、申請者の方々及び自治体の負担軽減に資する手続の実現の観点から、引続き検討してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【総務省】

（20）障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務

障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、日本放送協会との協議の上、以下のとおりとする。

・日本放送協会に対して郵送により申請することを令和3年度から可能とするとともに、ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。

・免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。
現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、群馬県、高崎市、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

○高額療養費適用区分においては、照会の回答を受け取るまでに一定期間を要することから、受給者へ早期に受給者証を交付することができず、結果的に償還払いの対応となり、市民に一時的な負担を強いることとなるうえ、事務量の増加原因にもなっている。

○本市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体、保険者、医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○県から本市に対する小児慢性特定疾病対策事業に係る高額療養費摘要区分の照会は、令和元年度では8件となっている。件数的には、保険者の事務の負担になるほどの件数ではないが、照会を省くことができれば、受給者証の発行までの期間短縮が見込まれる。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○本市でも高額療養費の適用区分の照会に時間を要し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行が半月程度更に要していることから、適用区分欄が削除され、その代替として各医療保険者から発行される限度額適用認定証を医療機関が確実に確認するという対応の方がより正確で望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性

特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されること、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考ええる。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

高額療養費の所得区分を使用しない受給者、自治体及び保険者の負担を勘案すれば、当該事務の廃止は妥当であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中旬に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者(受給者)が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」(昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知)等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(2)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

215

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し

提案団体

愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。

具体的な支障事例

【現況届に関する事務】毎年6月末日までに、「心身障害者扶養保険約款第23条」の規定により、保険契約者は独立行政法人福祉医療機構(以下、WAM)に受給者の現況届書を提出することになっている。県内在住者は住基ネットで氏名・住所・性別・生年月日を確認できるが、県外在住者は住基ネットでの検索が出来ないため、住民票を送付してもらう必要がある。このため、確認に時間を要し、市町村の事務負担も大きく、受給者にとっても負担となっている。(R1 処理状況: 県外の受給者 114 名)

【死亡の届出に関する事務】「心身障害者扶養保険約款第24条」の規定により、保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡した場合、速やかにWAMに死亡届を提出することになっているが、届出が遅れることによる県の過払年金件数が毎年約10件発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国全ての都道府県及び政令指定都市において、県外在住者に係る住民票の確認及び過払い金に係る事務手続きが軽減されるとともに、県外在住の受給者やその家族にとっても、住民票の提出が不要となるほか、死亡届出の遅れにより過払い金を戻入することも無くなることから、住民サービスの向上に繋がる。また、現況届の事務自体も不要になると考えられる。

根拠法令等

独立行政法人福祉医療機構法第12条、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日付け厚生省収兎第44号の4)、住民基本台帳法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、郡山市、群馬県、千葉市、神奈川県、川崎市、小田原市、上越市、上田市、名古屋市、豊田市、小牧市、四日市市、大阪府、堺市、兵庫県、島根県、熊本市

○市外に在住する方については、当市の住民基本台帳で確認することができず、提出が遅れ、支給差し止めとなる方も発生し、受給者の不利益にもつながっている。また、毎年度 10 月に実施している加入者の現況確認において、加入者本人は本市に在住しているものの、障害者本人は市外の施設等に入居していることが多く、その確認は大きな負担となっている状況である。今後は、マイナンバー等の活用により、福祉医療機構において一括で行える事務を増やすことで特別調整費を負担している各自治体の負担を軽減する措置をとっていただきたい。もしそのような措置がとれない場合は、特別調整費の廃止等検討いただきたい。

○令和元年度の現況届確認人数は 1,184 人であり、そのうち管轄外に居住等で、住基ネットでの確認ができず、住民票により確認したのが、216 人、既に死亡しており、届出が未提出であった事例が 13 人あった。また、死亡届が未提出であることから、過払いが発生しているケースが、年間で 44 件、過払総額は 82 万円となっている。県外在住者やその家族が高齢化していることから、住民票の提出が不要となることや、過払い金の戻入手続きの負担が軽減されることが望まれるものであり、事務負担の軽減にも繋がるため、制度改正の必要性があると考えます。

○受給権者が高齢化するほど支援する家族も高齢化し書類提出が負担になったり、親世代から兄弟姉妹あるいは姪甥、成年後見人等に支援が引き継がれる場合に、制度の理解が進まず必要書類提出の遅延をきたす可能性も高い。このため、金受給権者の負担が大きく軽減されたいと考えます。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

ご提案のような措置を実現するためには、独立行政法人福祉医療機構が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行う事務を法律上明確に規定していただき、その上で、住民基本台帳法の別表に当該事務を規定する必要があることから、まずは、同機構を所管する厚生労働省において、必要な検討をしていただくものと考えます。

【厚生労働省】

「心身障害者扶養共済制度」(以下「共済制度」という。)は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、先進的な一部の県又は市が単独事業として運営を始めたことに起源を持つ。国においては、この共済制度の普及を図るため、昭和 44 年以降、再保険に当たる「心身障害者扶養共済制度」の仕組みを整備し、全国規模でのリスク分散を図るとともに、条例準則等を提示することで、各自治体における共済の整備を促してきた。この共済制度は、現在においても各地方自治体が、条例に基づいて実施しているところ。

独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、上述の再保険に当たる仕組みの運営に当たっており、共済制度を運営する各地方自治体を被保険者として保険料等を受け取り、共済制度の加入者の死亡等の保険事故が生じた場合に各地方自治体に保険金を支払うことで、共済制度のリスクを全国規模で分散させ、その安定的な運営を支援している。

御提案は、全国の受給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで自治体の負担が軽減されるとするものであるが、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方自治体が、共済制度の実施(年金の支払)に必要なために行うものであり、再保険を行う立場である福祉医療機構の業務とはならないと考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者の生存状況等の情報の把握は、再保険を行う立場である独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の業務とはならないとのことであるが、機構は、心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を生命保険会社と行っていること(独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 4 項)や毎月各自治体への年金給付保険金等を支払う必要があること等から、機構にとっても必要な業務であり、現に保険約款に基づき、保険契約者(=地方自治体)に住民票の写しを添えて現況届や死亡届の提出を求めているものである。

共済制度を運営する地方自治体にとっても生存状況等の確認は当然必要であり、県内在住者に関しては、地方自治体の条例に基づき住民基本台帳ネットワークシステムで確認しているが、他県外在住者に関しては確認ができないことから、今回の提案により、機構が一括して生存状況等の情報を確認できるようにし、その取得した情報の提供を機構から受けることができれば、地方自治体では県外在住者分も含めて情報が漏れなく確認できるものと考えている。

制度改正により、機構においても各地方自治体から提出される報告や住民票の写しの確認や集計に要する時間が軽減されることが期待されるほか、各地方自治体の業務の効率化、受給者等の利便の増進に繋がるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【小田原市】

国においては、本共済制度の効率的かつ適正な運用の普及を図るため、全国規模での受給者情報の確認ができる仕組みを構築されるよう要望する。

【千葉市】

扶養共済制度については、福祉医療機構は再保険を行う立場となっているが、実質的には福祉医療機構の方針に従い各自治体は制度を実施している状況であり、全国ほぼ一律の制度となっている。

このような状況のなか、福祉医療機構と各自治体の二重構造には以下のような問題がある。

○各自治体が共済制度を運営するとしながら、制度面について自ら決められない。(保険料の額、年金額等も決められない)

○制度面を自らの裁量で決められないにも関わらず、特別調整金という負担を全自治体あわせ92億円も求められている。(共済制度の財政面の管理は福祉医療機構が行っており、その運営に自治体から意見する制度がないにも関わらず、年金収支を埋めるための負担を求められている)

○資金の運用を行っている信託会社や保険制度を担っている保険会社とは、福祉医療機構が契約しているため、各自治体がそれらの企業と直接協議することができない。そのため、各自治体の運営する共済制度でありながら、福祉医療機構により加入を拒否された方に、その理由を十分に説明できない。(加入できない判断は福祉医療機構の契約している生命保険会社が行っているが、自治体にはその理由は開示されない)

※扶養共済制度については、福祉医療機構が事務マニュアルの冊子を刊行し、各自治体は当該マニュアルに従い運用している。

扶養共済制度においては、再保険の枠組みをとっていることで発生する上記のような問題について総合的に改善を図るべきと思われる。今回課題となっている現況報告も福祉医療機構からの依頼に基づき住民票の写し等を全国の自治体が福祉医療機構に提出しているもので、年金受給後に引っ越した場合にはもとの自治体が管理するといったルールが原因で発生しているともいえる。今後は、共済運営者、再保険者の役割分担にこだわらず、事務を運営する自治体、福祉医療機構及び加入者・受給者ができる限り負担なく、制度を利用することができるよう協議しながら進める体制をつくるべきである。扶養共済制度については、自治体も現在福祉医療機構の行っている保険会社との契約や財務管理に参画できる仕組みをつくるか、全国一律の制度として国が運営することも併せて検討いただきたい。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、当該制度について、福祉医療機構による統一的な運用がなされている実態を踏まえ、扶養共済制度について総合的に改善を図るとともに、事務を運営する自治体、福祉機構及び加入者・受給者が負担なく制度を利用できるような協議体制を作るべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○保険事業を行う福祉医療機構(以下「機構」という。)が地方公共団体に対して、住民票の写しの添付を求めることの是非について前向きに検討いただきたい。

○保険事業を行う機構において住民票の確認が必要であるならば、住民基本台帳法の別表に機構の事務を規定し、住基ネットの利用を可能とすることを検討いただきたい。

○条例に基づく共済制度を実施している地方公共団体が住民票による確認を行うことが必要であるならば、当該事務を効率的に行えるよう、他の地方公共団体に在住している受給者についても住基ネットを活用して生存情報等の確認が可能となるような方策を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【総務省】

一次回答のとおり、ご提案の措置については、独立行政法人福祉医療機構を所管する厚生労働省において、必要な検討をしていただくものと考えている。

【厚生労働省】

「心身障害者扶養共済制度」(以下「共済制度」という。)は、各地方自治体が、条例に基づいて実施している制

度です。一方、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、共済制度において各地方自治体が負っている共済責任を再保険する事業(以下「保険事業」という。)を実施し、共済制度のリスクを全国規模で分散させ、その安定的な運営を支援しています。

御提案は、全国の受給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで地方自治体の負担が軽減されるとするものです。しかし、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方自治体が、加入者との契約に基づく年金の支払に必要なため行うものであり、加入者との直接の共済契約関係にはなく、地方自治体を実施する共済制度の再保険を行い当該制度の安定的な運営を支援する立場である福祉医療機構の業務とすることはできません。

なお、現在、福祉医療機構は再保険をする立場で、地方自治体に対し現況届とその内容を確認するため住民票の写しの添付を求めています。が、保険事業において地方自治体から福祉医療機構に提出する現況届については、事務負担の軽減という観点から簡素化の方策を講ずることができないか検討することとします。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(8)住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166)

心身障害者扶養保険事業(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。

また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出できることの明確化

提案団体

合志市

制度の所管・関係府省

総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

自衛隊法第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条に基づき自衛隊より募集対象者情報の提出依頼があるところ、当該依頼に対して住民基本台帳の一部の写しを提出することに住民基本台帳法上の制約はないものと解されるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化することを求める。

具体的な支障事例

当市では、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、提供における法令上の根拠について市民から問い合わせが寄せられている。住民基本台帳法上、住民基本台帳の一部の写しの提供に関する規定は設けられていないことから、他の法令に基づく場合には住民基本台帳の一部の写しを提供することは可能であるものと解しており、自衛隊法第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているところであるが、この住民基本台帳法上の解釈が必ずしも明文化されていないため、対外的な説明が困難となっている。

なお、「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成 27 年 3 月 31 日付け総行住第 40 号)」においても、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができると解されています」と記載されているが、「市区町村長が同規定に基づき住民基本台帳の一部の写しを提供することが住民基本台帳法上可能である」とは明記されていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

通知等により、「自衛隊法第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条に基づき自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うに当たって、住民基本台帳の一部の写しを提供することは住民基本台帳法上、可能である」ことを明確化することにより対外的な説明が可能となる。

根拠法令等

住民基本台帳法、自衛隊法第 97 条第 1 項、自衛隊法施行令第 120 条、自衛官等の募集業務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成 27 年 3 月 31 日付け総行住第 40 号総務省自治行政局住民制度課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、島田市、富士市、西尾市、大阪府、枚方市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、宇土市、竹田市、宮崎市、鹿児島市

○当市でも、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、昨今の個人情報保護に対する意識の高まりを受け、提供における法律上の根拠について市民から問い合わせが
あっている。住民基本台帳法において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧については規定されているが(同法第
11条の2)、提供については明記がなく、解釈が分かれる原因となっている。しかし、自衛官募集事務は法定受
託事務であることに加え、国会答弁において自衛隊法及び自衛隊法施行令において請求する名簿提供は適法
な事務であり、住民基本台帳法に抵触しないとの解釈も示されているため、市の個人情報保護条例と照らし合
わせながら、最低限の個人情報について紙媒体での提供を行っているが、対外的な説明としては難しい面があ
る。

○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情
報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成29年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体
での期間を区切っての貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本
台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨、通知等により規定されることによ
って、各自治体において対応が分かれず明瞭になるため、制度改正は妥当であると考えられる。

○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科学校の
生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強
く非難される。住基法で明記してほしい。

各府省からの第1次回答

複写機等による複写は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の「閲覧」の概念を超えるも
のであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められ
ない。一方、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等
が含まれると解されることから、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令第
120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の
提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知するこ
とについて検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

対外的な説明を必要とするため、関係省庁連名による通知により資料を提供できる旨明確化することを求める
とともに、今後の事務実施を円滑に進めるため、早期の通知発出をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

今年度中を目途に、通知の内容について関係省庁との調整が終了し次第、通知を発出することとしたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(6)自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81)

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1
項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であ
ることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

(関係府省:防衛省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

222

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する、法律に基づく制度である。

受給要件として、保護者等の住民税のうち市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額が50万7000円未満であること等が定められている。

受給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。

【支障事例】

マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。

上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。

結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。

そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。

結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。

本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。

高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 58 条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県

○高等学校の事務担当者は短期間で申請された添付資料の確認が必要となることから、マイナンバーの利用ができることは必要である。

○当県においても、マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯の課税情報の取得でエラーになるなど支障が生じている。そのため、申請者がマイナンバーを提出する場合であっても「生活保護受給証明書」の提出を求めており、申請者への負担が生じている。マイナンバーを利用した情報照会により「生活保護関係情報」を取得することで、申請者及び行政側の負担を軽減することができる。

○当県においても、生活保護世帯が「Null」又は空欄で表示され、住民税の課税確認ができないため、保護者や市町村に確認を要する等業務に支障をきたしている。

「生活保護関係情報」の取得により、確認業務が軽減化できる。

○当県においても、平成 31 年度からマイナンバーによる情報照会を開始しており、生活保護受給世帯、無職無収入等無申告による非課税者の地方税関係情報の取得に支障が生じている。

○当課においても、「高等学校就学支援金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、地方税情報が未登録となっている申請者については、改めて税申告を行うか、課税証明書等の再提出を依頼しているため、本提案により、申請者、行政の負担軽減につながる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

御指摘のとおり、高等学校等就学支援金の支給に関する事務においては、情報照会により「生活保護関係情報」を取得することができない状況であるが、これを改善することにより、申請者及び行政の負担軽減につながるものと考えられる。

このため、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げます。

今後は、申請者及び行政の負担軽減のため、早期に生活保護関係情報を取得できるよう対応をお願いしたい。また、本県においても、受益者（申請者）が制度改正による効果（負担軽減）を得られるように国と協力していきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

高等学校等就学支援金の支給に関する事務において、マイナンバー制度による情報連携で「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、法改正に向け、関係省庁、支給権者である都道府県等と速やかに調整を進めていきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(11) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の113)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。

(関係府省:内閣府、文部科学省及び厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号 236 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長(5年→10年)

提案団体

兵庫県、兵庫県市長会、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。

電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマホによるオンライン申請、もしくは住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きできるようにすること。

具体的な支障事例

【現状】

マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日までとなっている。

一方、カードに搭載される電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなっているため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。

(令和2年1月から、電子証明書の更新申請が必要な者が発生しており、県内では6月末時点の累計で約13万人)

【支障】

カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくい。

特別定額給付金のオンライン申請にあたり、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の更新や暗証番号の再設定が必要な住民が多いため、全国的にアクセスが集中して、公的個人認証システムがダウンした。

電子証明書の有効期限が切れているために、コンビニ交付サービスが利用できない場合、マイナンバーカード本体が使えないという誤解が生じ(急にコンビニ交付が出来なくなったとの問い合わせが寄せられている)、マイナンバーカードの利活用の機会を奪うことになりかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

デジタル・ガバメント閣僚会議では、非常に高い目標(令和4年度末までにほとんどの住民がカード所持)を掲げ、マイナンバーカードの普及や利活用を強力に促進しているところであり、それに不可欠な電子証明書の有効期限が延長されることで、取得促進につながるだけでなく、今後予定されているマイナポイント事業や健康保険証としての利用に弾みがつくこととなる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、郡山市、いわき市、須賀川市、茨城県、高崎市、千葉市、柏市、八王子市、川崎市、相模原市、小田原市、滑川市、山梨県、松本市、上田市、高山市、富士市、豊橋市、豊田市、野洲市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、広島市、東広島市、鳥取県、米子市、徳島市、高松市、松山市、大牟田市、久留米市、糸島市、五島市、熊本市、竹田市

○平成 30 年度、令和元年度に直接総務省への要望も提出を行った。

・マイナンバーカードの電子証明書については、発行から5回目の誕生日で更新が必要であり、本市でも約 65,000 人が更新期限を迎える。

コンビニ交付を行う際、電子証明書の更新未実施の場合、下記のような問題の発生を懸念しているところである。

・カードと電子証明書の期限の違いについて、市民の理解が十分でないことに起因する、様々なトラブルの発生
⇒電子証明書期限後(カード期限内)におけるコンビニエンス・ストアでの証明書利用によるトラブルなど
『電子証明書の有効期間を 10 年間に変更し、マイナンバーカードの有効期間と統一する。』ことを前回要望を行った。

総務省からの回答についても、セキュリティ等の面等により5年が望ましいとの回答もありその他についても説明があり理解している。

○安全性が保たれることが前提となるが、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば、利用者、J-LIS、市町村の負担がそれぞれ軽減される。同様の安全性が求められる印鑑登録制度などは有効期間の設定がなく、電子証明書のみ短期間とするのは整合性を欠くと考える。

○本市においても提案市と同様、カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくいという市民からのクレームが多く寄せられている現状である。

また、利用者用電子証明書の失効と前後してマイナポイントの予約を行うと、個人の状態によりマイナポイント予約であるマイキーID が凍結状態となることなどの支障が生じている。このような支障を解消するとともに、国民に理解しやすいように電子証明書とマイナンバーカードの有効期限は同一とするべきである。

○現在、電子証明書の更新時期を迎えているが、住民の多くが有効期限の違いを理解しにくいようカードの更新と混同している。電子証明書の有効期限 5 年は安全性を考慮したものとされているが、カード本体の有効期限と同じにすることで、住民の混乱及び市町村の負担が軽減される。

○本市においても電子証明書の更新がなぜオンラインでできないのかという問合せ、そもそも5回目の誕生日で切れる、住所異動等があると切れるということの説明に大変時間がかかっている。また、J-LISからの更新通知を受け取る前に更新手続きをした後にJ-LISから更新の通知が届くことにより、窓口できちんと更新してもらえなかったのかと不審がって電話がかかってくる苦情にもつながっている。また、更新通知もマイナンバーカードの有効期限切れなのか電子証明書の有効期限なのか分かりにくく、その苦情の電話対応にも苦慮している。昨今のデータ通信エラーに対する職員の負担も相当なものであり、処理を待たされる市民の負担も考えると、電子証明書の有効期限はマイナンバーカードの有効期限に合わせていただく、もしくはオンラインで自分で更新できるようなシステムを強く希望する。

○令和2年1月からマイナンバーカードの電子証明書の有効期限(5年)を迎える対象者が発生している。(当市の現在のカード交付率は 20%未満で毎月約 1,000 名が更新対象者である。)J-LIS から届く更新案内通知について問い合わせも多く、また電子証明書の更新を行うところを、カード本体の期限切れと誤解されカード作成用の写真を撮って来庁される市民も多い状況である。また、電子証明書の更新に来庁されても、全国的にアクセスが集中したため公的個人認証システムがダウンし更新ができない状況もあった。現時点でも、システムが混雑し、更新処理にかなり時間がかかり業務に支障をきたしている状況である。現在、カード申請も急速に増加しており、新規交付と併せて更新手続きの対応に追われ窓口の負担は今後も増大していくことが見込まれる。住所地の市役所窓口だけでなくスマホやパソコンで本人申請が可能となるよう要望する。

○コロナ禍における電子証明書の更新やパスワードの再設定では、当市もシステム障害により最大で3時間を超える待ち時間になるなど、苦情対応を余儀なくされただけでなく、マイナンバーカードの利便性に対して疑問を持つ市民が多く、今後の普及に向けてのネガティブな要素となってしまっている。こうした状況を踏まえると、電子証明書の更新について期間を延長する又は来庁を伴わずICカードリーダーやNFC対応デバイス、身近な店舗等においても手続可能とすることでカード保有者の利便性が向上すると考える。

○電子証明書の5年更新は、暗証番号の忘却によりある程度の時間を要するため、住民の負担及び窓口業務

の負担にもなっている。カードと期限を同じにすることで、住民負担、窓口業務の軽減は図られる。

○カード本体と電子証明書の更新時期が異なることが分かりづらいため、電子証明書の更新の通知を受けた後、カード本体の更新と勘違いして窓口写真を持って来る人が非常に多い。また、更新時期が異なることが分かりづらいという苦情も複数件あった。

○カードの有効期限より短くしている点について、技術革新による暗号の解読等を防止する等のセキュリティ上の理由を説明しても納得いただけず、「更新時期の考え方を単純明快にし、手続きを簡略化するためにもカードの有効期限と揃えるべき」との声が、住民対応している窓口にて多数寄せられている。

○マイナンバーカード保有者が増えることに伴い、自治体における電子証明書更新のための業務負担が増大化し、また市民にとっても市役所窓口に来庁しないと更新できないシステムであるため負担に感じている。クレジットカードの暗証番号を忘れた方の対応方法のように、パソコンやスマートフォンを使用してご自身で手続きできるシステムの構築をしていただくとともに、電子証明書の有効期間をカードの有効期間と合わせていただくことにより、市民の方も行政機関も負担が少しは緩和されると考える。

各府省からの第1次回答

電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズム自体の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。

なお、公的個人認証システムの処理遅延については、地方公共団体情報システム機構において、端末アプリケーションの改修や関係するサーバの処理能力の増強を行ったところ。

また、電子証明書の更新が可能な場所の充実については、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおいて「カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポート含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)」が検討課題としてあげられているところであり、必要な検討を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

セキュリティ確保を理由に5年での更新が必要との回答であったが、カード交付を開始して実際に5年が経過している。この5年間の電子証明書の安全性・信頼性が確保され、今後の5年間も同様に確保される見込みであるということであれば、その根拠となる具体的な検証結果を公表されたい。この検証がなければ、漠然と安全性が低下するだろうという考え方から、有効期限を5年以内と定めていると解釈せざるを得ない。

したがって、電子証明書の安全性・信頼性については、電子証明書の有効期間に依るのではなく、公的個人認証システムの更改等によって確保していただきたい。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において「マイナンバー制度について、行政手続をオンラインで完結させることを大原則として、国民にとって使い勝手の良いものに作り変えるため、抜本的な対策を講ずる。」とされていることを踏まえ、パソコンやスマホによるオンライン申請を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるよう、早急に検討いただきたい。

なお、公的個人認証システムの処理遅延については、改修や処理能力の増強を行ったところのことであるが、J-LISからは、システムの負担軽減のために、一部の事務処理を時間外や休日に実施するよう求められており、現在までこの異例の事態が継続していることから、早急に正常化させるよう指導いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】
マイナンバーカードの利活用拡大に伴い、電子証明書の役割がますます重要となってくることから、電子証明書の失効によって必要な行政サービスが受けられず、結果として市民が不利益を被ることのないように、電子証明書の更新が可能な場所の充実をはじめとした必要な環境整備を継続的・重点的に実施していただきたい。

また、処理件数の増大を理由に自治体の窓口運用を制限することがないように、引き続き公的個人認証システムの保守管理に万全を期していただきたい。

【神戸市】
公的個人認証システムを増強いただいたことは承知しているが、依然、週明けや電子証明書の更新通知が届いた直後は遅延などのシステム障害が頻発している。障害が発生すると市民に多大な影響を及ぼすとともに、カード預かりの緊急対応は管理上の負担とリスクを招く。

カード交付の滞留を防ぎ、今後の電子証明書の更新ピークに対応するためにも、遅延などのシステム障害が発生しないよう切にお願いする。また、市民への説明責任を果たすため、発生原因と対応策(システム改修の内容

等)及び今後の見通しを速やかにお示しいただきたい。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

電子証明書の有効期限を5年から10年に延長することについては、安全性・信頼性を確保の上、延長を検討されたい。

電子証明書の更新にあたっては、住民の負担軽減及び新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、オンライン申請も可能とするなど、市町村窓口への来庁の必要なく更新手続きができるよう早急に検討されたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、使用する暗号方式自体の安全性が低下することから、電子証明書を発行する民間事業者に対する認定制度を規定する電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)において、認定認証事業者が発行する電子証明書の有効期限が5年を超えないこととされていることも考慮し、発行の日から5回目の誕生日までと定めている。過去には、例えば、暗号解読技術の進歩を受け、暗号が解読される危険性が高まったとして、アメリカ国立標準技術研究所(NIST)が、2004年8月に、2010年末までの6年間でRSA方式における鍵長の1024ビットから2048ビットへの変更とそれに伴う電子証明書の入れ替えを奨励した事例がある。なお、公的個人認証制度においては、制度開始から現時点までの5年間に、暗号の解読が行われたことによるなりすまし事案等は発生していない。

なお、電子署名等に用いる秘密鍵及び公開鍵は、個々のマイナンバーカードに記録されており、暗号方式自体の危殆化に対し、地方公共団体情報システム機構が保有する公的個人認証システムの更改等によって対応することはできない。

その上で、電子証明書の更新が可能な場所の充実については、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおいて「カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポート含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)」が検討課題としてあげられているところであり、引き続き、必要な検討を行ってまいりたい。

なお、公的個人認証にかかるシステム処理能力の向上については、地方公共団体情報システム機構において、端末アプリケーションの改修や関係するサーバの処理能力の増強を行っているところであり、引き続き、機構において、処理能力の向上や改善に取り組んでいくこととしている。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(9)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120)

(i)以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。

③署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付

④利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同条7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

241

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用

提案団体

寝屋川市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から「1年単位の変形労働時間制」が適用される。

また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。

これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に関しても、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。

具体的な支障事例

現行の法律によると、企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」(第32条の3)、「1年単位の変形労働時間制」(第32条の4)の規定が適用除外とされている(地方公務員法第58条第3項本文)ため、「1か月単位の変形労働時間制」(労働基準法第32条の2)によるフレックスタイム制しか運用できない。

このような制度の下では、1か月単位での業務の繁閑には対応できても、複数月にわたる業務の繁閑には対応できず、業務繁忙時期等による時間外勤務の平準化の効果が限定的である。

【支障事例】

当市では、「1か月単位の変形労働時間制」によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁閑を調整しているが、複数月にわたり業務の繁閑がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できていない。

内部管理業務においては、出納整理事務や条例等の例規審査事務などがあるが、期間ごとの繁閑の差が著しく、1人あたりの時間外勤務時間でみると1か月に約30～55時間の差が生じ、効率的な行財政運営の支障になっている。

窓口業務においては、住民異動事務、国民健康保険事務、福祉・子育て関連の手当支給事務などがあるが、職員の勤務時間と市民サービスへの影響の相関性が高く、職員の勤務時間が固定化されすぎると、出勤状況によっては市民の窓口の待ち時間が長くなるなど、市民サービスへの支障が生じる可能性がある。

【現行制度による対応】

機構改革による業務配分の見直し、人事異動による人員配置の見直しを行っているが、限られた人的財源を効果的に活用する観点から、繁忙期の業務量を基本として人員配置することはできない。

【解消策】

地方公務員の勤務時間について、3か月単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につながる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「職員一人ひとりが、自分のライフスタイルに合わせた働き方を選択でき、ゆとりをもって、かつ効率的に勤務できる」ようにするとともに、「実際の業務量に合わせた勤務時間を設定できる」ようにすることで、地方公務員の働き方改革の更なる推進を図ることができる。

根拠法令等

地方公務員法第 58 条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、松山市

○当県では、フレックスタイム制度の導入を検討している段階であり、本提案のとおり1か月を超え1年以内で勤務時間を割り振ることが可能となれば、複数月にわたる業務の平準化が期待できることから、時間外勤務の縮減等の観点から望ましいと考える。

○当市でも複数月にわたり業務の繁閑がある場合、現在の疑似的なフレックスタイム制の運用では、時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分にできていない。業務の実態に合わせた勤務時間を設定することで、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につなげることができる。と考える。

各府省からの第1次回答

労働基準法は、週 40 時間・1日8時間を上限とする労働時間を基本と定め、例外的に、特定の要件と手続きの下で労働時間の弾力化を認めている。

地方公務員の勤務時間制度は、労働基準法の規定を原則として適用することとしつつ、公務特有の要請に応えるため、国家公務員の勤務時間制度との権衡を考慮しながら、必要な限りにおいて労働基準法の適用を除外する法制を採用している。

①民間のフレックスタイム制については、始業及び終業時刻の決定を労働者が行う制度であって、公務特有の要請に応えることができないこと、②1年単位の変形労働時間制については、他律的な要因による影響を大きく受ける公務一般において、相当長期(※)における業務の繁閑を見通してすべての勤務日及び勤務時間を確定することは、困難であると考えられることなどから、それぞれの適用を除外している。

※ 公務における勤務時間の変形期間については、国家公務員の行う「公務におけるフレックスタイム制」は4週間以内、地方公務員に適用される「1箇月の変形労働時間制」は1箇月以内を限度としている。

地方公務員における働き方改革の実現に際しては、本来的な労働時間制をできる限り保障することを基本として、業務そのものの縮減・効率化など、任命権者による措置と相まって進めることが重要であると考えている。以上から、地方公務員における変形労働時間制のあり方については、現行の適用関係(1箇月単位の変形労働時間制及び公務におけるフレックスタイム制のみ適用)が適当と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市では、一定の時期に集中して処理しなければならない業務が多く存在しており、「業務の断捨離」やデジタル技術の活用等による業務の効率化を進めることはもとより、併せて、月を跨いだ勤務時間の調整を行うことができれば、超過勤務が一層に縮減することは想像に難くない。

地方公務員の勤務時間等については、労働基準法に違反しないことを前提に、国家公務員の勤務時間等に関する制度との権衡にも考慮を払うなかで、『条例で定める』こととされている。そうであるなら、地方公共団体が、自らの判断と責任において、条例で定めることにより、国家公務員のフレックスタイム制の仕組みを基礎としつつ、これを更に進めて、複数の月(例えば、3か月)を単位とする“公務におけるフレックスタイム制”を実施できるよう、労働基準法の適用につき措置を行うことは、正に地方分権の趣旨に適合すると考えられる。

そこで、具体的な措置として、国家公務員のフレックスタイム制の仕組み[「職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がない範囲内において、当該職員の勤務時間を割り振る」仕組み]を基礎として、条例で定めることにより、企業職員及び単純労務職員以外の地方公務員にも、1年単位の変形労働時間制を適用できるようにすること、を求めるものである。また、回答欄(各府省)記載の指摘については、「労働基準法第 32 条の4第1項第4号及び第5号並びに第2項から第4項までの規定については、適用しない」ものとなれば、災害時など、公務の運営に著しい支障が生じる場合には、勤務時間の割振りを変更することも可能となり、“公務特有の要請”にも応える

ことができる と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、時間外勤務の縮減や効率的な働き方が期待される一方で、市民サービスへの影響を懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○地方公務員に係る業務の実態等を把握し、1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の導入に関する需要や必要性を精査すべきではないか。その上で、地方公務員独自の需要や必要性が認められるのであれば、国家公務員に先んじて導入すべきではないか。

○第1次回答においては、「1年単位の変形労働時間制については、相当長期における業務の繁閑を見通すことは困難であると考えられることなどから、適用を除外している」とされているが、例えば3か月間であれば、業務の繁閑を見通すことは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

地方公務員における変形労働時間制については、法制上直接適用される労働基準法（＝民間法制）を基本としつつ、同じく公務に従事する者としての権衡の観点から、国家公務員制度に導入されている4週間までを単位期間とする「公務におけるフレックスタイム制」と同様の取扱いとするため、1ヶ月単位に限定された制度枠組みを採用しているところ。

1年単位の変形労働時間制については、労働基準法において、労働者保護の観点から、1週間・1ヶ月ごとに配分できる労働時間の上限が設けられているとともに、事前に労働時間を特定させた上でその後は任意に変更できないものとなっており、この考え方は（地方公務員として同様の法適用関係にある）公立学校の教員における制度改正（令和3年4月施行）においても同様となっている。

その上で地方公務員における変形労働時間の期間を1ヶ月単位からさらに長期間に設定すること（例えば3ヶ月間）については、以下の論点を検証した上での制度化検討が重要と考える。

（ア）労働者保護の観点から、「法定の勤務時間のシフト」という本来的な目的を超えて職員の時間外勤務が結果として固定化することのないような制度枠組み及び運用を担保すること

（イ）公務の他律性及び同じく公務に従事する国家公務員の制度を勘案しつつ、例えば3ヶ月の期間において業務の繁閑を予見して勤務時間の割り振りを設定し、時間外勤務の有効な抑制を図るとともに住民サービス低下を招かない公務運営を行うこと

これらの検証については、自治体における業務実態の丁寧な把握が必要であり、まずは提案団体と類似の規模の自治体に対するサンプル的な調査に着手しているところ（職員の勤務実態や時期の繁閑状況、現行の公務フレックスタイム制の活用の有無及び課題認識など）。

総務省としては、自治体における具体的な課題・状況を踏まえながら、制度の在り方について引き続き検討してまいりたい。

なお、公立学校教員については、日々の業務や勤務時間の縮減とともに、長期休業期間等において休日を集中して確保することで教員のリフレッシュの時間を確保し、効果的な教育活動を行うこと等を目的として、1年単位の変形労働時間制が導入されたものと承知している。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【総務省】

（3）地方公務員法（昭25法261）

地方公務員に対する1年単位の変形労働時間制（労働基準法（昭22法49）32条の4）の適用については、地方公務員の勤務実態や公務運営における課題、支障等を把握し、業務体制の改善に関する他の施策とも比較しつつ制度の在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

244

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。

具体的な支障事例

日本赤十字社の活動を支えるため、自治体が日本赤十字社の都道府県支部からの委嘱を受け、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動(活動資金の募集、救護資機材の管理)を実施するため、集めた活動資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。(厚生事務次官通知(昭和27年)と厚労省社会・援護局長名の協力依頼(毎年2月)に基づき行われている)
これらの活動資金及び交付金に関する業務について、法律上の位置づけがなく、自治体ごとに公金外現金として取り扱い、それに携わる人件費等についても自治体が負担している状況である。
公金外現金の取り扱いについては、公金に準ずるものとして各自治体で要綱を作成の上、厳格に取り扱ってはいるが、現金事故が発生した場合、本来的には自治体には責任はなく、その責任の所在が不明確な状態となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在、自治体職員が公金外現金として取り扱っている状態が改善される。
公金と同様に会計管理者の出納及び保管が可能となる。
現金事故が発生した場合に責任の所在が明確となり、地方自治法の規定に応じた対応が可能となる。

根拠法令等

厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八戸市、入間市、横浜市、川崎市、座間市、加賀市、半田市、京都市、宮崎市

○日赤に関する業務については、社会福祉協議会が実務を担っている事例もあることや、自治体業務として規定する場合の責任の所在については、現金取り扱い業務にとどまるものではないことなどを整理した次の段階において、自治体の業務としての位置づけを検討することが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態を把握した上で対応について検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体は、日本赤十字社法施行時の厚生省からの通知と、毎年社会・援護局長名での協力依頼によって業務を行っており、この協力依頼に応じた自治体は法的な位置づけのない現金を取り扱わざるを得ない。現金取り扱いの問題という性質上、会計の適正化は早急に望まれることから、早期に必要な措置をとっていただきたい。
現金の取り扱いは、既存の法令に規定することで法的な位置づけを得られると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、地方自治体における取扱いが統一されるとの意見がある一方で、自治体及び自治会等の事務負担の増加や、口座手数料の問題を指摘する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

必要最小限度で早急に実態把握を行うとともに、日本赤十字社の活動資金となる寄付金等の現金を地方公共団体が取り扱う際の法的根拠がないことへの対応策を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態等、地域ごとの実情を把握するための調査・分析を令和2年度中に実施し、その結果を踏まえて、必要な法令上の措置について検討する。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(5)日本赤十字社法(昭27法305)

日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号 245 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名)

情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱い

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

情報公開等に係る処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決をする場合、審査請求人の氏名等が知られない形での被処分者に対する裁決書の謄本の送付が可能である旨明確化する。

具体的な支障事例

情報公開・個人情報に関する処分の対象となる「情報」は、一般的な行政処分とは異なり、一旦、情報に記録されている者の意に沿わない形で公表されてしまうと、その損害回復が非常に困難なものとなる。

また、一般的に情報公開については、何人に対しても情報公開請求権を保障している一方で、公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対して公開についての意見を聴いた上で、公開・非公開の決定がなされている。

しかし、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分庁が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者(公開請求者)以外からの審査請求に対し認容裁決をする場合には被処分者となる公開請求者に対しても、裁決書の謄本を送付しなければならない。

審査請求が第三者に自らの情報が記録されていること自体知られることを望まないという趣旨であったとき、裁決により情報公開がなされなかった場合にも、審査請求人の氏名・名称が必要的記載事項とされる裁決書の謄本が公開請求者に送付されることにより、結果的に審査請求人の情報が公開請求の対象となった情報に記録されていることを知られてしまうこととなり、そもそもの審査請求の趣旨が損なわれてしまう。

行政不服審査法においては、このような審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で匿名性を要するケースについて対応が明らかでないため、その明確化を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

情報公開等に係る処分に関する審査請求において、審理関係人間の匿名性を確保することができ、審査請求人や公開請求者の権利保護が図られる。

根拠法令等

行政不服審査法第51条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、須賀川市、福井市、浜松市、西尾市、北名古屋市、京都市、長岡京市、枚方市、防府市

○当市においても、情報公開請求に対する処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決を行った事例があり、公開請求者と審査請求人との匿名性を考慮するため、公開請求者に送付した裁決書中の氏名、住所については、〇〇〇として対応した事例がありました。行政不服審査法において、審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で、匿名性を要するケースの対応が明らかでないので明確化を求めます。

○これまで支障事例はないが、提案団体が示す事例が発生すれば、支障となると考える。

○第三者が審査請求を行うことにより、当該第三者の関与が開示請求者に必ず知られてしまうという構造上の問題があると考えられるため、改めるべき。

各府省からの第1次回答

裁決書における審査請求人の氏名等の記載について、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)上は明文の規定はないが、裁決は審査請求人を名宛人としてされるものであり、裁決書には、審査請求人の氏名は当然に記載しなければならないと解されている。

ただし、審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等の個人情報を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合には、運用上、審査庁の判断によって、処分の相手方が審査請求人の氏名等の個人情報を知ることができないように裁決書の謄本を作成し、送付することもあり得ると考えられる。

以上の内容を行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル等に記載することにより明確化する方向で検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

審査請求人や公開請求者の権利保護を図るため、例を示すなど、対応に苦慮することのないよう事務取扱マニュアル等により明確化していただきたい。

また、行審法附則第6条において、法律施行5年経過後に法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるとされていることから、その際には、これらの課題についても検討いただき、法的効力を持たないマニュアルに基づく対応のみでなく、法改正による方法も視野に入れ、検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

いただいた御意見も踏まえ、行政不服審査法附則第6条による検討において、審査庁が対応に苦慮することがないように行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル等に記載することにより明確化することを始めとして、所要の措置について幅広く検討したい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(13)行政不服審査法(平26法68)

行政不服審査の不服申立ての手續において、第三者である審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合の手續の在り方については、処分の相手方が第三者である審査請求人の氏名等を知ることができない取扱いとする方向で、有識者の意見も踏まえた検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

248

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧可能化及び掲載項目の制限

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧をできるようにすること。また、インターネットによる縦覧が可能となった場合は、現状よりも二次利用の恐れが高まるため、併せて掲載項目の制限を求める。

具体的な支障事例

納税者が縦覧するためには、定められた期間内(通常4月中)に縦覧会場に赴かなければならず、納税者にとって不便な制度となっている。

また、現行の縦覧制度では、所在地番や家屋番号まで表示することとなっているため、インターネットでの縦覧が可能になると、容易に所有者及び評価情報が特定され得るため、本来の趣旨にとどまらず、商業目的等、二次利用される危険性がある。

【縦覧制度】

納税者が所有する資産にかかる評価額が適正かどうか、行政区内の他の所有者の資産と比較できる制度。

土地:所在地番、地目、地積、価格

家屋:所在地番、家屋番号、構造、種類、床面積、価格

が記された帳簿を閲覧する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

インターネットによる縦覧が可能となることで、納税者が縦覧会場に赴くことなく縦覧することができ、納税者の利便性の向上や「3密」の回避につながる。

また、掲載項目(所在地番、家屋番号)の制限により、所有者の特定が困難になり、二次利用の抑制やプライバシーの観点からも改善が見込まれる。

根拠法令等

地方税法第415条、第416条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八王子市、上田市、兵庫県、熊本市

○当市においても、窓口における縦覧者は年間(令和2年度)で20件程度あり、住民にとっても窓口へ来所する手間が生じている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口で住民と接触する機会を減らす必要性も高まっている。今後、インターネットでの閲覧が可能となれば、このような住民への負担を解消することができる。

各府省からの第1次回答

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項のうち私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されているが、縦覧制度が地方税法上に位置づけられていることにより、守秘義務に抵触しないものとされている。

そもそも縦覧制度の趣旨は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるようにし、評価額の適正さを確認できるようにする点にある。

ご提案では、所在、地番及び家屋番号を掲載しない上での縦覧ということであるが、同一市町村内であっても所在が評価額に影響すること、また、納税者が、縦覧を求める資産を所在で特定できなくなることから、それらを除いた情報では自己の資産と他の資産とを適切に比較することができないこととなり、縦覧制度の趣旨を失わせるものであるから、受け入れることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地番や家屋番号を記載した縦覧台帳を、インターネットによる縦覧に供した場合にクリアしなければならない課題がどういったところにあり、それを克服するにはどのようにすべきか、という観点からインターネットによる縦覧を可能にする方法をまずは検討していただきたい。

なお、家屋については、その所在は評価額に影響しないことから、縦覧制度の趣旨を失わせることなく、従来の掲載項目を制限する方法についても検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

「行政のデジタル化」に向けた取組として、新型コロナウイルス感染症対策による非接触対応を促進する観点からも、縦覧制度の本来の趣旨を踏まえつつ、開示項目の制限しない形式によるインターネットによる縦覧可視化を検討していただきたい。

なお、縦覧する者の管理については、申請に基づきID・パスワードを発行するなどの方法が考えられる。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

納税者は自己の所有する土地家屋が所在する区内の縦覧帳簿しか縦覧できないため、その点を含めた本人確認がインターネットによる縦覧では困難との意見があることを踏まえ、慎重に検討するべきである。

各府省からの第2次回答

縦覧制度の趣旨は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるようにし、評価額の適正さを確認できるようにする点にある。

このため、所在、地番、家屋番号等を掲載した形でのインターネットによる縦覧は、納税者の本人確認方法という技術的な課題に加え、納税者以外の者が帳簿の情報を見ること(納税者以外の者の同席等)や、評価額が表示された画面の印刷・撮影(目的外利用のおそれ)を制限できないことにより、守秘義務に抵触するおそれがあるばかりでなく、評価額の比較という目的以外の目的に縦覧制度が濫用されることにより、納税者の信頼を損なうおそれがあると認識している。

なお、家屋については、設備や建築資材等により評価額は異なることから、適切に比較をするのであれば、納税者が縦覧を求める資産を特定する必要がある。そのため、所在、家屋番号など縦覧項目の制限は、縦覧制度の趣旨を失わせることとなる。

したがって、インターネットによる縦覧の可否について検討したものの、ご提案を受け入れることはできない。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—